

令和3年度
スチュワードシップ活動の報告

 警察共済組合



目次

1	はじめに	2
2	組合のステュワードシップ活動の概要	3
3	株主議決権の行使について	4
4	株主議決権の行使状況(国内株式)	5
5	エンゲージメントの実施状況(国内株式)	8
6	株主議決権の行使状況(外国株式)	12
7	エンゲージメントの実施状況(外国株式)	13
8	ESG投資	17
9	今後の取り組み	18





1 はじめに

- 警察共済組合(以下「組合」といいます。)は、「被保険者に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすことが求められており、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を促す手段として、運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づくエンゲージメント、議決権の行使、ESG投資など実効的なスチュワードシップ活動に積極的に取り組む必要があると考えています。
- また、組合は、運用受託機関(組合が資産の運用を委託する機関をいいます。)を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、スチュワードシップ活動についても、個別企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関がこれを行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えています。
- このような考えのもと、組合は、「警察共済組合コーポレートガバナンス原則」(以下「コーポレートガバナンス原則」といいます。)及び「警察共済組合株主議決権行使ガイドライン」(以下「議決権行使ガイドライン」といいます。)を策定し、公表するとともに、運用受託機関に対し、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うよう明示しています。



2 組合のステュワードシップ活動の概要

- 組合は、令和3年度のステュワードシップ活動として、運用受託機関におけるステュワードシップ活動を把握するため、運用受託機関に対して、エンゲージメントや株主議決権行使の状況等に関する調査及びヒアリングを行うとともに、課題や問題点などについての意見交換を実施しました。

※ステュワードシップ・コード再改訂(適用資産の拡大等)を昨年度受け入れていることから、外国株式の運用受託機関を今年度からヒアリング対象としました。

- また、コーポレートガバナンス・コード再改訂の内容等も踏まえ、組合として望ましいコーポレートガバナンスの基準をより明確に示すため、令和4年3月に「コーポレートガバナンス原則」及び「議決権行使ガイドライン」の更新を行いました。
- 令和3年度における主な取り組み内容は、以下のとおりです。

項目	実施時期	主な内容	備考(対象等)
運用報告書での報告	令和3年7月	組合のステュワードシップ活動について	組合ホームページに掲載
ステュワードシップ活動の実施状況調査	令和3年8月～10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議決権行使結果及び体制 ・ 各社のガイドラインの変更点 ・ エンゲージメントについて ・ ESG情報の活用 ・ 個別議案の行使判断理由 	対象: 内外株式運用受託機関 国内株式 10社 外国株式 10社
運用受託機関へのヒアリング			
「コーポレートガバナンス原則」及び「議決権行使ガイドライン」の更新	令和4年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーポレートガバナンス基準の明確化 ・ CGコード再改訂等を受けた変更 ・ CG原則変更等による議決権行使基準への反映 	組合ホームページに掲載





3 株主議決権の行使について

- 組合における株主議決権行使については、原則として、組合が定めた「議決権行使ガイドライン」に基づき運用受託機関が、株主議決権を行使しています。
- 具体的には、次の項目について株主議決権の行使基準を設け、運用受託機関に株主議決権の行使を求めています。
 - ①取締役会の構造 ②取締役の選任 ③監査役の選任 ④役員報酬等 ⑤剰余金の処分
 - ⑥組織再編等 ⑦増減資等の資本政策 ⑧定款変更 ⑨株主提案 ⑩反社会的行為
 - ⑪敵対的買収防衛策
- なお、外国株式については、ガイドラインの適用可能な箇所を除き、各運用受託機関が作成した株主議決権行使に関する方針によるものとします。
- また、令和2年度決算企業(外国株式は令和2年7月～令和3年6月 株主総会開催企業)の株主総会における議決権行使については、運用受託機関から行使結果や、議決権行使体制等の報告を受けるとともに、ヒアリング等を通じて、組合の「議決権行使ガイドライン」に基づき、適切に行使されていることを確認しました。



4 株主議決権の行使状況（国内株式）

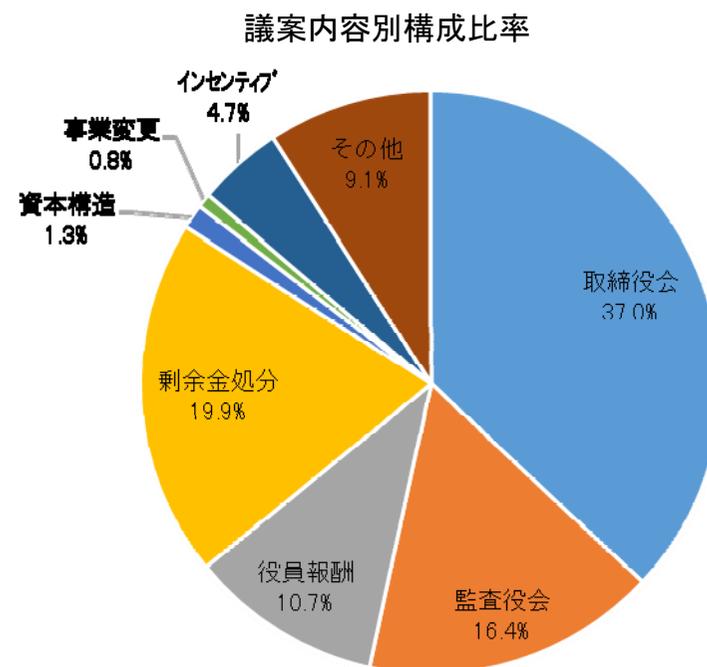
(1) 議決権行使結果

- 厚生年金保険給付組合積立金においては、令和2年4月～令和3年3月に決算を迎えた企業に対して、国内株式の運用受託機関全10社を通じて、延べ5,092社、17,030議案の株主議決権を行使しました。
- 全17,030議案のうち、反対行使は、3,528議案で、反対比率は20.7%でした。
- なお、同一プロダクトを採用している経過的長期給付組合積立金においても、議決権行使結果はほぼ同様です。

株主議決権行使状況

対象 令和2年4月～令和3年3月末決算企業

	計	賛成	反対	反対比率
取締役会・取締役に関する議案（親議案）	6,301	4,142	2,159	34.3%
取締役の選任	42,224	34,167	8,057	19.1%
取締役の選任 うち社外取締役	15,567	12,633	2,934	18.8%
監査役会・監査役に関する議案（親議案）	2,791	2,399	392	14.0%
監査役を選任	4,029	3,576	453	11.2%
監査役を選任 うち社外監査役	2,725	2,278	447	16.4%
役員報酬	1,313	1,208	105	8.0%
役員賞与	279	232	47	16.8%
退職慰労金	232	11	221	95.3%
剰余金の処分に関する議案（資本準備金等の減少を伴う）	32	32	0	0.0%
剰余金の処分に関する議案（資本準備金等の減少を伴わない）	3,360	3,310	50	1.5%
資本構造に関する議案 うち買収防衛策	118	6	112	94.9%
資本構造に関する議案 うち減資・増資（第三者割当以外）	35	35	0	0.0%
資本構造に関する議案 うち増資（第三者割当）	27	26	1	3.7%
資本構造に関する議案 うち自己株式取得	12	0	12	100.0%
資本構造に関する議案 その他	37	35	2	5.4%
事業内容の変更等に関する議案	132	132	0	0.0%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	805	692	113	14.0%
定款変更	1,292	994	298	23.1%
取締役会の構成等	124	112	12	9.7%
その他議案	140	136	4	2.9%
合計（親議案ベース）	17,030	13,502	3,528	20.7%
うち、株主提案議案に関するもの（親議案ベース）	404	34	370	91.6%



4 株主議決権の行使状況（国内株式）

(2) 議案内容ごとの行使事例

取締役会・取締役に関する議案

業績が基準を満たさない場合の取締役の再選や、社外取締役の独立性に問題がある場合などを中心に反対しました。

＜反対行使の主な理由＞

- ROEが3期連続で業種内下位25%
- 独立性に問題があると判断される社外取締役の選任
- 親会社等を有する企業において、独立した意思決定を担保する体制が確保されていない取締役会
- 合理的理由のない社内取締役の増員

監査役会・監査役に関する議案

社外監査役の独立性に問題がある場合などを中心に反対しました。

＜反対行使の主な理由＞

- 独立性に問題があると判断される社外監査役の選任
- 在任期間が長期にわたり、独立性に問題があると判断される社外監査役の選任

役員報酬等に関する議案

企業価値向上に繋がらないおそれのある退職慰労金の贈呈等に反対しました。

＜反対行使の主な理由＞

- 年功支給的な傾向が強い退職慰労金の贈呈
- 監督機能が期待される社外取締役への役員賞与支給

議案内容	企業	反対理由
取締役会・取締役に関する議案	東証一部 情報・通信業	ROEが3期連続で業種内下位25%に該当する企業において在任3年以上の取締役の選任
	東証一部 小売業	独立性に問題があると判断される社外取締役の選任
	東証一部 輸送用機器	親会社等を有する企業において、独立社外取締役が過半を占めていない取締役会
	東証一部 食料品	合理的理由のない社内取締役の増員
監査役会・監査役に関する議案	東証一部 卸売業	独立役員の出が無く独立性に問題があると判断される社外監査役の選任
	東証一部 情報・通信業	在任期間が10年を超えており、独立性に問題のある社外監査役の選任
役員報酬等に関する議案	東証一部 医薬品	企業価値向上に繋がらないおそれのある退職慰労金の贈呈
	東証一部 輸送用機器	経営への監督機能が期待される社外取締役への役員賞与支給



4 株主議決権の行使状況（国内株式）

剰余金の処分に関する議案

資本を毀損するおそれのある場合や、株主還元が不十分な場合等に反対しました。

<反対行使の主な理由>

- 3期連続営業赤字である企業の剰余金処分

資本構造に関する議案

敵対的買収防衛策議案を中心に反対しました。

<反対行使の主な理由>

- 客観的な運営に懸念があると判断される買収防衛策
- 株主価値向上に資すると判断されない買収防衛策

役職員のインセンティブ向上に関する議案

株式報酬制度のスキームが適切でないとする譲渡制限付き株式報酬制度等に、反対しました。

<反対行使の主な理由>

- 付与対象者が適切でない譲渡制限付き株式報酬制度
- 累積希薄化効果が5%を超える株式報酬制度

その他議案

ガバナンスの低下が懸念される定款変更等について、反対しました。

<反対行使の主な理由>

- 発行可能株式総数を増加する定款変更
- 取締役会に対する配当決定権限の授権

議案内容	企業	反対理由
剰余金の処分に関する議案	東証一部 サービス業	3期連続営業赤字である企業の剰余金処分
資本構造に関する議案	東証一部 陸運業	客観的な運営に懸念があると判断される買収防衛策
	東証一部 小売業	株主価値向上に資すると判断されない買収防衛策
役職員のインセンティブ向上に関する議案	東証一部 サービス業	付与対象者が適切でない譲渡制限付き株式報酬制度
	東証一部 卸売業	累積希薄化効果が5%を超える株式報酬制度
その他議案	東証一部 電気機器	発行可能株式総数を増加する定款変更
	東証一部 情報・通信	取締役会に対する配当決定権限の授権



5 エンゲージメントの実施状況（国内株式）

組合は、運用受託機関が投資先企業に対して行うエンゲージメントが実効的であるかどうか、ヒアリング等を通じてモニタリングしました。

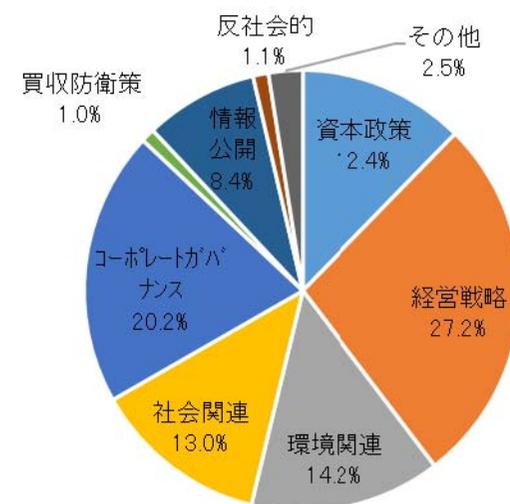
(1) エンゲージメント活動件数

- 厚生年金保険給付組合積立金においては、令和2年度中に、国内株式の運用受託機関全10社を通じて、延べ1,493社に対して、延べ7,760件のエンゲージメントを実施しました。うち、企業の経営トップと直接対話をした件数は、1,849件、企業の社外取締役と直接対話をした件数は、81件となりました。
- エンゲージメントの主な内容は、経営戦略に対する対話が2,112件、コーポレートガバナンスに対する対話が1,566件でそれぞれ全体の27.2%、20.2%を占めました。
- なお、同一プロダクトを採用している経過的長期給付組合積立金においても、活動件数は同様です。

エンゲージメント実施件数

対話の内容	対話件数	
	内、 経営トップ との対話	内、 社外取締役 との対話
資本政策関連	961	5
経営戦略関連	2,112	17
環境（ESGのE）関連	1,102	9
社会（ESGのS）関連	1,006	10
コーポレートガバナンス（ESGのG）関連	1,566	27
買収防衛策関連	79	3
情報公開関連	649	4
反社会的行為の防止関連	89	3
その他	196	3
合計	7,760	81

対話内容別構成比率



5 エンゲージメントの実施状況（国内株式）

(2) 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

- 組合は、運用受託機関による議決権行使とエンゲージメントの一体的運用への取り組みについて調査しました。
- 調査の結果、各運用受託機関が、エンゲージメントの内容を踏まえた議決権行使を行っていることや、議決権行使結果を企業との対話で活用していることを確認しました。
- 取り組み状況については、以下のとおりです。

運用受託機関	取り組み状況
A社	アナリストカバー銘柄については、原則担当アナリストが指図内容案を作成しており、作成にあたっては、日常のリサーチ活動（担当企業のESG評価や企業価値分析等）や、これまでに担当企業に実施したエンゲージメントの内容も踏まえて、機械的ではない企業の状況に即した判断を行っている。
B社	企業が持続的成長に向けて取り組むべき課題は、ガバナンスのみならず、気候変動など環境から社会まで多岐にわたるため、それらの課題に対する自社の考え方を議決権行使ガイドラインに記載し、必要な場合にはエンゲージメントの内容を議決権行使判断に反映する方針を打ち出した。
C社	企業と対話・エンゲージメントを行う場合は、原則として保有株式数と直近の株主総会での議決権行使結果のフィードバックを実施。特に反対行使を行った議案については反対理由を伝えることでコーポレートガバナンス体制の改善を促した。また、今後の議決権行使基準見直し方針を伝えることで、あるべきコーポレートガバナンス体制のディスカッションを行った。



5 エンゲージメントの実施状況（国内株式）

(3) エンゲージメントにおける「質」の向上

- 組合は、運用受託機関によるエンゲージメントにおける「質」の向上への取り組みについて調査しました。
- 調査の結果、各運用受託機関は投資先企業の企業価値向上と持続的な成長を促すことを目的に、エンゲージメントの「質」の向上に継続して取り組んでいることを確認しました。運用受託機関は必要な課題（非財務情報の開示促進、政策当局や各種イニシアチブとの連携、ESGスコアのエンゲージメントでの活用など）をそれぞれ認識し、適切な施策を実施しました。
- 取り組み状況については、以下のとおりです。

運用受託機関	取り組み状況
A社	持続的成長のためのコーポレートガバナンス体制構築（取締役会やサステナビリティ委員会等）、環境問題、社会問題等に関し将来のリスクと機会についてディスカッションを行い、統合報告書等でそれらの開示を促す活動を実施。
B社	政策当局、各種イニシアティブ、NGOとの積極的な意見交換等を通じて得た、ESGに関するグローバルな視点や社会的な要請の変化を投資先企業に分かり易く伝え、エンゲージメントの実効性向上に取り組んでいる。投資先企業が抱える課題は千差万別であり、実際のエンゲージメントに際しては、ESGアナリスト、セクターアナリスト、議決権行使担当者等が最適なフォーメーションで臨むとともに、政策当局や各種イニシアティブと連携も図りながら、投資先企業の持続的な成長と企業価値向上に努めている。
C社	ESGスコアカードの作成・使用を開始し、運用チームがサステナビリティの問題や強みを企業レベルで分析して効率的に発見するフレームワークを構築。その結果、より効果的なエンゲージメントが可能となった。



5 エンゲージメントの実施状況（国内株式）

(4) エンゲージメントにおけるその他の特徴的な取り組み

- 組合は、運用受託機関によるエンゲージメントの実効性を高めるための特徴的な取り組みについて調査しました。
- 調査の結果、各運用受託機関はエンゲージメント対象企業の選定やエンゲージメントの進捗管理を工夫し、エンゲージメントの実効性の向上に継続して取り組んでいることを確認しました。
- 取り組み状況については、以下のとおりです。

運用受託機関	取り組み状況
A社	ESG課題の解決を通じて、長期的に安定した投資リターンをもたらすべく、エンゲージメントプロセスの高度化を実施。重大なESG課題をもとに、エンゲージメント対象企業を選定し、市場への影響度や定量的な評価を行い、対象企業を選定した。
B社	コーポレート・アクションのあった企業に対するエンゲージメントの定量的な効果測定として適切と考える財務指標の変化をモニタリング。エンゲージメントは財務資本の評価向上に加え、非財務資本の評価向上を目指していることから、非財務資本価値の評価もできる当該指標はエンゲージメントとの親和性が高いと考えている。
C社	各企業の状況に応じてテーマを設定し、3年を区切りにしてマイルストーンを管理することにより、PDCAサイクルを効果的に実行し常に企業の課題解決に向かうよう対話を行った。



6 株主議決権の行使状況（外国株式）

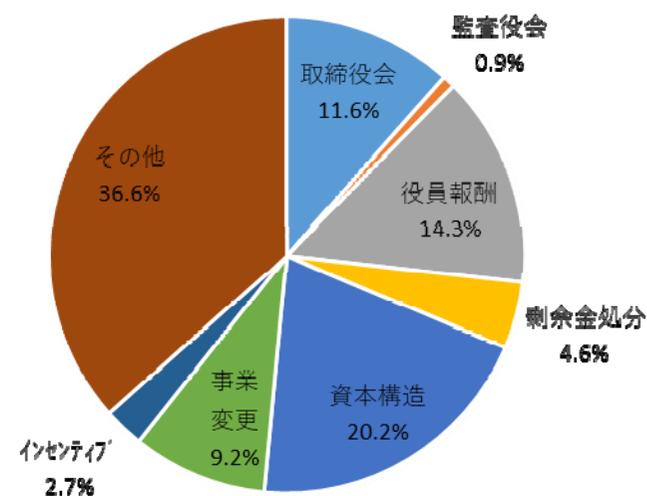
- 厚生年金保険給付組合積立金においては、令和2年7月～令和3年6月に株主総会を開催した企業に対して、外国株式の運用受託機関全10社を通じて、延べ4,164社、40,785議案の株主議決権を行使しました。
- 全40,785議案のうち、反対行使は、5,614議案で、反対比率は13.8%でした。
- なお、同一プロダクトを採用している経過的長期給付組合積立金においても、議決権行使結果はほぼ同様です。

株主議決権行使状況

対象 令和2年7月～令和3年6月末株主総会開催企業

議案内容	本年度				
	計	賛成	棄権	反対	反対比率
取締役会・取締役に関する議案	4,731	3,851	6	874	18.5%
親議案ベース					
子議案ベース	28,262	26,502	4	1,756	6.2%
監査役会・監査役に関する議案	350	326	2	22	6.3%
親議案ベース					
子議案ベース	713	679	5	29	4.1%
役員報酬等に関する議案	5,824	4,557	20	1,247	21.4%
剰余金の処分に関する議案	1,878	1,864	2	12	0.6%
資本構造に関する議案	8,221	7,247	91	883	10.7%
うち敵対買収防衛策に関する議案	133	114	0	19	14.3%
うち増減資に関する議案	2,936	2,345	0	591	20.1%
うち第三者割当に関する議案	1,820	1,673	0	147	8.1%
うち自己株式取得に関する議案	1,295	1,269	0	26	2.0%
事業内容の変更等に関する議案	3,745	3,108	0	637	17.0%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	1,119	663	2	454	40.6%
その他議案	14,917	13,420	12	1,485	10.0%
合計	40,785	35,036	135	5,614	13.8%
うち、株主提案議案に関するもの（親議案ベース）	2,295	1,529	14	752	32.8%

議案内容別構成比率



7 エンゲージメントの実施状況（外国株式）

組合は、運用受託機関が投資先企業に対して行うエンゲージメントが実効的であるかどうか、ヒアリング等を通じてモニタリングしました。

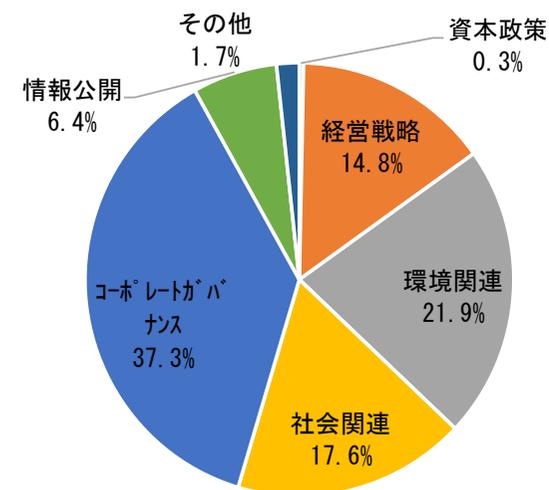
(1) エンゲージメント活動件数

- 厚生年金保険給付組合積立金においては、令和2年度中に、外国株式の運用受託機関全10社を通じて、延べ1,267社に対して、延べ4,079件のエンゲージメントを実施しました。うち、企業の経営トップと直接対話をした件数は、152件となりました。
- エンゲージメントの主な内容は、コーポレートガバナンスに対する対話が1,520件、環境関連に対する対話が894件でそれぞれ全体の37.3%、21.9%を占めました。
- なお、同一プロダクトを採用している経過的長期給付組合積立金においても、活動件数は同様です。

エンゲージメント実施件数

対話の内容	対話件数	
		内、 経営トップ との対話
資本政策関連	13	5
経営戦略関連	604	14
環境（ESGのE）関連	894	19
社会（ESGのS）関連	717	38
コーポレートガバナンス（ESGのG）関連	1,520	47
情報公開関連	261	21
その他	70	8
合計	4,079	152

対話内容別構成比率



7 エンゲージメントの実施状況（外国株式）

(2) 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

- 組合は、運用受託機関による議決権行使とエンゲージメントの一体的運用への取り組みについて調査しました。
- 調査の結果、各運用受託機関が、エンゲージメントの内容を踏まえた議決権行使や、議決権行使を企業との対話のきっかけとして活用していることが確認されました。
- 取り組み状況については、以下のとおりです。

運用受託機関	取り組み状況
A社	地球温暖化、環境、人権、労働、D&I等の問題への個々の企業の対応に関し、株主提案が上程され、慎重な判断が必要なケース、および、各国市場の最良慣行に照らし、取締役会の構成や役員報酬等のガバナンス対応に改善の必要性が認められるケース等において、提携先がエンゲージメントを行い、その内容や成果を踏まえて議決権行使判断を行った。
B社	海外拠点の運用者とアナリストによるエンゲージメントの内容と結果を議決権行使の判断において考慮。但し、議決権行使基準と異なる行使を行う場合は、変更理由を明確にし、海外拠点と責任投資調査部の合意を基に、書面にその背景を含めた記録を残した。
C社	対話実績のない企業に対して直接アポイントメントをとるべくイニシャル・レターを送り、議決権行使の賛否を含めた事前の意思表示を対話の糸口とした。



7 エンゲージメントの実施状況（外国株式）

(3) エンゲージメントにおける「質」の向上

- 組合は、運用受託機関によるエンゲージメントにおける「質」の向上への取り組みについて調査しました。
- 調査の結果、各運用受託機関が投資先企業の持続的な成長と企業価値向上を促すことを目的に、エンゲージメントの「質」の向上に継続して取り組んでいることを確認しました。運用受託機関は必要な課題（サプライチェーン・トレーサビリティの強化、脱炭素化推進、プラットフォームや協働エンゲージメントの活用など）をそれぞれ認識し、適切な施策を実施しました。
- 取り組み状況については、以下のとおりです。

運用受託機関	取り組み状況
A社	森林破壊撲滅に向けた取り組みに賛同し、他の金融機関と協働で、企業に対し、サプライチェーンにおける森林破壊の撲滅とサプライチェーン・トレーサビリティの強化に向けた行動を求めた。
B社	Asian Utilities Engagement Programにおいてリードマネージャーを務め、海外の運用機関と協働で課題の多いアジアの電力産業の脱炭素化推進に関する協働エンゲージメントを推進した。
C社	PRIやAIGCCなどのプラットフォームや斬新的な海外機関投資家がリードを務める協働エンゲージメントに積極的に参加した。



7 エンゲージメントの実施状況（外国株式）

(4) エンゲージメントにおけるその他の特徴的な取り組み

- 組合は、運用受託機関によるエンゲージメントの実効性を高めるための特徴的な取り組みについて調査しました。
- 調査の結果、各運用受託機関はエンゲージメント対象企業の選定プロセスの工夫や、ベストプラクティスの共有など、エンゲージメントの実効性の向上に継続して取り組んでいることを確認しました。
- 取り組み状況については、以下のとおりです。

運用受託機関	取り組み状況
A社	エンゲージメント対象企業の選定において、運用リターンへの潜在的影響度を重視する方針に従い、①インデックスウェイト上位、②ESG評価会社からの評価の高い企業、③過去の株主総会の議案内容からガバナンスや戦略に対応の必要性が認められる企業、④実効性の観点から対応の意義を認める企業、等の要素を勘案した。
B社	複数のプロバイダーからのデータや外部フレームワークを用いて上場企業に独自のESGスコアを付与するシステムを構築し、積極的なエンゲージメントを行う対象企業とその優先課題を選別するためのスクリーニング・プロセスにおいて活用した。
C社	他の企業との情報共有を促すエンゲージメント活動を積極化した。企業によってはESGへの取り組みに関して差が見られるため、先進的な取り組みを行っている企業と取り組みに遅れが見られる企業との間でベストプラクティスの共有を求めた。



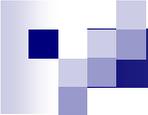
8 ESG投資

- 組合は年金資金を長期間で運用することから、投資において、短期的・財務的な要素だけではなく、ESGを含めた持続的・非財務的な要素に着目することによって、長期的なリターンの最大化を目指すことができるものと考えております。
組合では、投資先の企業価値向上と持続的成長を通じた投資リターンの向上を図るとともに、環境問題や人権・雇用といった社会課題を解決するための後押しをすることによって、被保険者のため資産価値を長期的に増大させるという受託者責任と、公的年金としての社会的責任を果たすことができると考えます。
- 組合のESG投資については、「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、ESG(環境、社会、ガバナンス)を含めた非財務的要素を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する」こととしています。
- 取り組み事例については、以下のとおりです。

項目	実施時期	主な内容
ESG債の購入	令和4年1月～3月	退職等年金給付組合積立金においてESG債の購入を開始しました。(令和4年1月に福岡市債、令和4年3月に三重県債を購入、いずれもグリーン債券)
(ご参考) ESG要素を考慮した 運用プロダクトの採用	令和3年1月	国内株式アクティブ運用において、ESG要素を十分に考慮した2運用プロダクトを採用しました。

- なお、気候変動問題により被保険者の利益が脅かされる可能性を鑑みると、ESG投資は重要性を増しています。TCFDによる投資先企業の気候変動関連のリスク及び機会に関する情報開示を促す取り組みはESG投資の推進に繋がると考えることから、組合は令和4年3月にTCFD提言への賛同を表明します。





9 今後の取り組み

- 組合は、「被保険者に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすため、エンゲージメント、議決権の行使、ESG投資などのスチュワードシップ活動に、引き続き積極的に取り組みます。
- 組合は、運用受託機関に対するモニタリングについては、運用受託機関のスチュワードシップ活動と組合の方針が整合的であることを確認するとともに、投資先企業へのエンゲージメントや議決権行使などの取り組みが、効果的であるかなどの、スチュワードシップ活動の「質」に重点を置いたモニタリングを実施します。
- 組合は、スチュワードシップ活動の実効性を高めるため、他の公的年金との連携を取ったうえで、意見交換や情報収集も積極的に実施します。
- 組合は、上記の取り組みを踏まえ、法令や社会情勢等を鑑みながら、必要に応じて「日本版スチュワードシップ・コードへの取り組み方針」「コーポレートガバナンス原則」等の改正を検討します。

